

メキシコ
産業財産規則

1994年11月18日改正

1994年12月8日施行

目次

第 I 部 総則

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 II 章 出願と申請

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 III 章 通知

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 IV 章 権限の表明と一般登録簿

第 16 条

第 17 条

第 V 章 ファイル

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 11 部 発明，実用新案及び意匠

第 1 章 総則

第 22 条

第 23 条

第 11 章 特許出願

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 111 章 強制ライセンス及び公共の利益のためのライセンス

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 111 部 商標，広告スローガン及び商号

第 53 条

第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条

第 IV 部 手続

第 I 章 行政手続

第 69 条
第 70 条

第 II 章 査察と監視

第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条

第 III 章 制裁

第 75 条
第 76 条
第 77 条
第 78 条
第 79 条
経過規定

第 I 部 総則

第 I 章 総則

第 1 条

本規則の目的は産業財産法を補充し、具体化することである。

本規則の適用と解釈の責任は、行政目的との関係ではメキシコ産業財産庁(以下「産業財産庁」と略称する。)に存する。

第 2 条

本規則においては、産業財産法第 3 条に規定される定義に加えて、次の定義が適用される。

- (I) 「官報」とは、法第 8 条に言及される産業財産官報を意味する。
- (II) 「法」とは、産業財産法を意味する。
- (III) 「省」とは、通商産業開発省を意味する。

第 3 条

産業財産庁の長官は、その命令において、明細書、クレーム、図面及び要約を含む書類が受理されるために守らなければならない規則と要件を定める。

同長官は、産業財産庁の運営を促進しかつ個人の法的安全を保証するための特別の手續と要件を定めることができる。

第 4 条

法第 184 条に定める月若しくは年で標識された固定期間の計算においては、その期間は最終の月若しくは年における同じ数字の日に終わると解されるものとする。

月若しくは年で標識された期間の終了日が産業財産庁の休業日に当たる場合には、当該期間はその日に続く最初の産業財産庁就業日に終了するものとする。

産業財産庁は、毎年 1 月にその休業日を公報で公表する。

第 II 章 出願と申請

第 5 条

出願と申請は産業財産庁又は省所轄部局に提出するものとし、次に掲げる要件に従わなければならない。

- (I) 願書若しくは申請書毎に適正に署名がなされること
- (II) 産業財産庁が承認し公報及び官報において公示された公式印刷用紙による所定の通数の願書若しくは申請書、並びに添付物を提出すること。添付物は適正な形態によるものでなければならない。磁気媒体による場合は産業財産庁が発表する基準に従うものとする。
公式用紙を使用する必要がある場合は、求める手續を明示した見出しを付し(V)に掲げる事由を記載した願書若しくは申請書を 2 通提出するものとする。
- (III) 必要な添付物が願書若しくは申請書と共に提出されなければならない。それらは、読み易くタイプライティング若しくは印刷するか又はその他の媒体に内容を記録したものでなけ

ればならない。

(IV) 通知の聴取及び受領のためのメキシコ国内における住所及び宛先が記載されること
(V) 特許又は登録の出願，公告，陳述書若しくは記録の番号，及び付記されている受理日が記載されること。ただし，特許又は登録の最初の出願の場合は除く。

(VI) 所定手数料納付証を添付すること

(VII) 願書若しくは申請書と共に提出される外国語の書類については適正なスペイン語翻訳文を添付すること

(VIII) 権原承継者の地位及び代表者若しくは代理人の能力を証明する文書を添付すること

(IX) 外国文書は，必要な場合には認証が要求される。

出願及び申請は事由毎に個別にしなければならない。ただし，法第 62 条，法第 63 条，法第 137 条及び法第 143 条に規定される複数のライセンス又は譲渡，未登録の中間の譲渡が先行している場合の権利譲渡の登録，及び同一事由に係わる出願若しくは申請は除く。

出願若しくは申請が(I)から(VI)まで，(VIII)及び(IX)の要件を満たしていない場合，産業財産庁は出願人若しくは申請人に 2 月以内にそれらを補正するよう求めるものとする。補正要求に従わない場合，当該出願若しくは申請は，直ちに拒絶される。

出願若しくは申請が(VII)の要件を満たしていない場合は，出願人若しくは申請人は，産業財産庁からの要求がなくても，願書若しくは申請書の提出日から 2 月以内に書類の適正な翻訳文を産業財産庁に提出しなければならない。出願人若しくは申請人がその期間内に翻訳文を提出しない場合は，当該の出願若しくは申請はただちに拒絶される。

郵便，定期便その他同等の方法でなされた出願及び申請は，それらが現実に産業財産庁に届いた日に受理されたものとみなされる。

出願及び申請はファクシミリによって行うことができる。ただし，願書若しくは申請書の原本，添付物，所定手数料納付証及びファクシミリ受取書が，ファクシミリ送信の翌日に産業財産庁の事務所に提出しなければならない。この方法による場合，願書又は申請書がファクシミリによって送信されれば足りる。

第 6 条

産業財産庁は，出願人及び申請人に公式用紙を無料で配布する。

公式用紙は第三者において複製することができるが，それらは公式用紙に対応するものでなければならない。

第 7 条

産業財産庁は，願書若しくは申請書を受け取り次第，次のことを行う。

(I) 書類及びそこに記載されたものが実際に提出されていることを確認し，所定の注記を行う。

(II) 提出された願書若しくは申請書の各通に，適当な方法で次に掲げる事項を記載する。

(a) 受理の日と時間

(b) 受理の続番号

(c) 該当する場合は，出願について与えられている係属中ファイルの続番号

(d) 法第 38 条の 2，法第 121 条及び第 38 条の規定が満たされている場合，出願の日と時間

(III) 所定の記入を行った後，願書若しくは申請書の 1 通に受理印を押し返還すべき添付物

と共に出願人若しくは申請人に交付する。

第8条

手続が出願の放棄によって終了した場合は、如何なる場合も処理若しくは手続は再開されない。

第9条

特許，発明者証，登録，許可若しくは係属中の出願によって与えられる権利の譲渡登録の申請，又は名称若しくは事業の変更，法的地位の変更若しくは合併についての登録の申請の場合は，第5条の要件に加えて，次に掲げる要件を満たさなければならない。

(I) 直前の権利所有者又は，過去の譲渡若しくは変更が未だ登録されていない場合，それまでの連続的権利所有者の名称若しくは事業形態及び国籍，並びに公式用紙上で要求される情報に加える新権利者についての上記情報を明記すること

(II) 従前に生じているが未だ登録されていない譲渡若しくは変更に関するものを含め，権利の譲渡又は変更を証明する契約書その他の書類の認証謄本若しくは手書の署名付写しを添付すること

登録申請は，譲渡人若しくは譲渡人の代理人，又は譲受人若しくは譲受人の代理人が行うことができる。

第10条

産業財産に関する実施(使用)のライセンス又はフランチャイズの登録申請には，第5条の要件を満たす他，次に掲げる事項を明示しなければならない。

(I) 実施許諾者(使用許諾者)又はフランチャイザー，及び実施権者(使用権者)又はフランチャイジーの名称，事業態様，国籍及び住所

(II) 契約条件

(III) 実施許諾者(使用許諾者)，権限ある使用者又はフランチャイザーに関係産業財産の保護のために訴訟を提起する権限が当該契約において与えられているか否か

(IV) 商標使用のライセンスの場合には，当該商標の使用が許される商品又はサービス

(V) 公式用紙において記載が要求されるその他の事項

登録申請書には，ライセンス，使用の許諾又はフランチャイズを証明する契約書の認証謄本若しくは手書署名付写しを添付しなければならない。ただし，これら添付すべき認証謄本若しくは手書署名付写しの内容としては，実施権者(使用権者)，権限ある使用者又はフランチャイジーの支払うべき権利使用料その他の対価に関する条項，秘密保持条項，関係の商品若しくはサービスの配給及び販売の方式若しくは手段に関する条項，並びに当該契約の一部を構成する技術情報に関する添付書類は除外することができる。

登録申請は，当事者の何れからも行うことができる。

第11条

複数の係属中の出願，特許若しくは登録についての所有権の譲渡又は権利のライセンス許諾の登録を法第62条，法第63条，法第137条及び法第143条の規定に基づいて申請する場合には，第9条及び第10条に従う他，次の要件を満たさなければならない。

(I) 当該譲渡又はライセンスを証明する契約書その他の書類の認証謄本又は手書の署名付写し2通を提出するものとする。

(II) 各場合に応じ、付与され若しくは係属中である特許又は実用新案若しくは意匠の登録、又は付与された若しくは係属中の商標登録に言及しなければならない。

産業財産庁は、申請された登録についての決定を含む通知を発し、その写しを各ファイル又は願書若しくは申請書に添付するものとする。

申請人は、関係契約に係わる1又は複数のファイル若しくは申請書に添える目的で、当該契約書の認証謄本の作成を請求することができる。

第12条

産業財産庁は、第9条から第11条までに述べる登録の申請を受けた場合、その受理の日又は産業財産庁の定める特別の要件が満たされた日から2月以内に適当な決定を下すものとする。申請された登録が要件の不充足又はその他の理由で付与できない場合、産業財産庁は当該申請人に通知を与え、当該申請人の利益に適う補正を行うための2月の猶予期間を与えるものとする。

第III章 通知

第13条

産業財産庁の決定、要求及びその他の行為は、出願人、申請人又は利害関係人に対して、送達を受ける場所として届け出られた場所において配達証明付書留郵便で通知される。それらはまた、指定された場所又は産業財産庁の庁舎その他の施設において直接に送達すること、又は官報での公示によることもできる。

産業財産庁は、使送便サービスのような通知手段を利用することもでき、その場合にはそのような方法によることを希望する当事者に費用の負担を求めるものとする。

出願人、申請人、利害関係人又はそれらの者の代理人の所在地若しくは住所での直接の送達は、法第72条の場合を除いて、産業財産庁が適当と判断する場合においてのみ決定され実行されるものとする。

産業財産庁の施設における直接の送達は、出願人、申請人、利害関係人、又は第16条(V)に基づくそれらの代理人又はその他の被授權者が当該施設に出頭する場合に行うことができる。直接の送達及び配達証明付書留郵便による通知は、それらが関係者に送達された日に発効する。

期間は、通知発効日の翌日から進行を開始する。

第14条

官報は産業財産庁の伝達媒体であり、月1回発行され、2部に分かれている。

第1部は発明、実用新案及び意匠に関する公示若しくは公告に使用され、第2部は商標、広告スローガン、商号及び原産地名称に関する公示若しくは公告に使用される。

産業財産庁は、官報を閲覧することのできる公共若しくは民間の施設の名称と所在地を公表する。

第 15 条

法の定めるところにより公表を要求される証書，書類及び標識に加えて，産業財産庁は官報において，法の保護する産業財産に影響する若しくはそれらを変更する決定を公示する。

第 IV 章 権限の表明と一般登録簿

第 16 条

代理人の地位を公式に承認するについては，次の規定が適用される。

(I) 法第 181 条(I)及び(II)に述べる委任状に，2 名の証人の名称，署名及び住所が明記されること，また，証人はメキシコ人であると外国人であることを問わない。

(II) 管理行為を委任する，又は訴訟行為と債権取立を委託する包括委任状は，行政訴訟において行為する権限を与えているとみなされるものとする。

(III) 法第 187 条及び法第 200 条に規定される場合においては，委任状が訴訟行為と債権取立を行う権限を付与するものであることを条件に，出願人若しくは申請人は産業財産庁の委任状の一般登録簿になされた委任状登録の謄本の形で代理人の地位を証明することができる。

(IV) 特別の権限については，それらが付与される行為の実行毎に確認されなければならない。

(V) 本人として行為する出願人若しくは申請人，代理人及び人格代表者は，申請書において，通知を聴取し若しくは文書を受領する他の自然人を指名することができる。

第 17 条

産業財産庁は委任状の一般登録簿の運営に責任を負う。

委任状の一般登録簿においては委任状の原本若しくは認証謄本，及び該当する場合はそれらの公正証書が登録される。委任状の一般登録簿への登録は任意である。

各出願若しくは申請においては，委任状の一般登録簿の登録の単純な写しを提出すれば十分である。

第 V 章 ファイル

第 18 条

ファイルは，関係産業財産の存続期間中，産業財産庁の保管室に保存されそこで閲覧することができる。ただし，産業財産庁が相当と判断する場合は，存続期間を超えても保存される。法第 186 条の規定は，公示されていない特許出願のファイル，並びに放棄若しくは拒絶された特許，実用新案及び意匠のファイルに準用され，これらは，利害関係人，それらの代理人若しくは人格代表者又は第 16 条(V)に規定される被授權者だけが閲覧することができる。

第 19 条

所有者又はそれらの代理人は，ファイルが閲覧に供される期間中に限り，出願若しくは申請と共に提出された書類の原本の返還を受けることができる。

この場合，産業財産庁は，当該書類を引き渡す前に請求者の費用でそれらの認証謄本を作成し，それら認証謄本を書類原本の代わりに関係ファイル中に保存する。

出願又は申請と共に提出される物品もまた，前段所定の期間中返還を受けることができる。

それらの物品が当該期間中に返還されない場合は、それらは廃棄される。

第 20 条

何人も、所定手数料の支払を条件として、付与された権利若しくは登録に係わるファイル中に含まれる書類の認証謄本を得ることができる。

法第 186 条に規定されるファイルに関しては、それらファイルの認証謄本は、法第 186 条に掲げる者のみが請求しかつ得ることができる。

第 21 条

産業財産庁は、ファイル中の書類の保存、閲覧及び認証謄本の発行の便を図り、それら書類の複製のためにマイクロフィルム、写真及びレーザー・ディスクや磁気フィルムへの記録を含むあらゆる種類の媒体を使用する。

第 11 部 発明，実用新案及び意匠

第 1 章 総則

第 22 条

法第 17 条の規定との関係で，実体審査中の出願より前に提出された特許及び実用新案登録の出願で係属中のものは技術水準に含まれる。

拒絶され，取下され又は放棄された特許若しくは実用新案登録の出願の内容は，特許出願において既に出願の公開が行われた場合を除いて，技術水準の一部を構成するものではない。

第 23 条

実用新案及び意匠の登録の処理と維持に関して，本第 11 部の規定は準用される。

法第 18 条の規定は，実用新案及び意匠に準用される。

第 22 条の規定は実用新案登録に準用される。

第 11 章 特許出願

第 24 条

特許出願においては，法第 38 条及び第 5 条の要件を満たす他，法第 18 条の規定に応じて当該発明に関する過去の公開日を明示しなければならない。その場合，それが開示された媒体，公開された展示会，又はそれが最初に実施された時についての詳細を述べるものとする。

法第 44 条に規定する分割出願の場合は，原出願の出願日及び係属ファイル番号を明示しなければならない。

第 25 条

特許出願においては，発明の名称が簡潔に，ただし，当該発明の性質を十分に示すように記されなければならない。空想的な名称や表現，取引上の情報又は識別的記号は名称として受け入れられない。

願書には関係公式用紙で要求される事項のみを記載する。ただし，明確化のために必要と考える事項については，別紙で願書に添付することができる。それらの審査及び考慮は産業財産庁の裁量による。

第 26 条

産業財産庁は，発明の理解に必要と認められる限りにおいて，出願人に対して，保護を求める発明の実物大若しくは縮尺の型若しくは見本を提出するよう要求することができる。

第 27 条

明細書，クレーム及び要約については次の要件に従わなければならない。

(I) 図面を含んではならない。

(II) 化学式又は数学等式を含むことができる。さらに，明細書においてはコンピュータ若しくはプログラム用の指示を含めることができる。

(III) 明細書及び要約は表を含むことができる。クレームにおいては、対象事項の性質上、表の使用が適切な場合にのみ表を含むことができる。

(IV) 表、数学等式及び化学式は、用紙上でそれらを縦に記載するのが難しい場合には横に並べて記載することができる。ただし、そのような場合、表や式の上部が用紙の左手に来るような形で記載されなければならない。

第 28 条

明細書は、次に掲げる規則に従って作成されるものとする。

(I) 願書に記載された発明の名称を使用すること

(II) 当該発明が関係する技術分野を述べること

(III) 当該発明が属する技術水準において出願人が知る事前行為に記載すること。できれば、そのような技術水準を反映している記載をすること

(IV) クレームされている発明を技術的課題が(たとえそのようなものとして明示的に掲げられていなくても)理解できるような明確かつ正確な用語で説明し、かつそのような課題の解決法を示し、(もしあれば)先行技術に対する当該発明の利点を説明すること

明細書は簡潔で、ただし、できる限り完結したものでなければならず、かつあらゆる種類の逸脱を排除しなければならない。明細書は、開示される発明が公知の類似発明と異なる点を指摘しなければならない。

(V) 法第 47 条(I)第 2 段落の規定に基づき生物学的材料の寄託が要求される場合、明細書においては、当該寄託がなされた旨、寄託機関の名称と所在地、寄託がなされた日、寄託機関によって当該寄託に与えられた番号を記載し、かつ可能な範囲で、発明の開示に関する限りでの当該生物学的材料の性質及び特徴を記載すること

(VI) 図面を構成する種々の図のリストを、それら及びそれらの各構成部分に言及しつつ記載すること

(VII) クレームされる発明を実行する最善の公知方法又は出願人の意図する最善の手段を述べること。この説明は、十分な実施例若しくは使用例を示すことができる場合には、当該発明と異質な性質のものでない同発明の実施例若しくは特定使用例の形でなされ、図面があればそれらに言及するものとする。

(VIII) 発明自体の説明若しくは発明の性質から明らかでない場合には、当該発明が生産若しくは使用され又はその両者が行われる方法を明確に記述すること

発明の性質上、本条に規定する形態や順番と異なる形態及び順番で記載する方が理解が容易であり、かつ、より実際的な説明方法である場合を除き、明細書は本条に定める態様及び順番で記載されるものとする。(II)から(VII)までの各号の説明の前には見出しを付すものとする。

第 29 条

クレームは、次の要求に従って記載されなければならない。

(I) クレームの数はクレーム対象である発明の性質に対応しなければならない。

(II) 複数のクレームを行う場合、それらにアラビア数字で記載した連続番号を付さなければならない。

(III) クレームには明細書及び図面の引用を含んではならない。ただし、その引用が必要不

可欠な場合はこの限りでない。

(IV) クレームは当該発明の技術的特徴に従って記載しなければならない。

(V) 出願が図面を含む場合、クレームの理解に資するなら、クレームに記される技術的特徴に対応する図面個所を示す参照マークをそれら技術的特徴の記載の後に付すことができる。そのような参照マークは括弧で挟んで記すものとする。

(VI) 第1のクレームは、独立のものであって、第1に保護を求める物又は方法の本質的特徴をクレームするものでなければならない。出願が法第45条に規定されるクレーム態様の2以上のカテゴリーからなる成る場合は、各カテゴリーについて少なくとも1個の独立クレームが含まれなければならない。

従属クレームは、それらが依存するクレームのすべての特徴が記載される他、関連する独立若しくは従属クレームと合同関係にあるその他の諸特徴も明示しなければならない。

複数のクレームに従属するクレームを、別の多数従属クレームの基礎とすることはできない。

(VII) 従属クレームは、その従属する1又は複数のクレームの有する限定を含むものとする。

第30条

図面は、次に掲げる規則に従って作成しなければならない。

(I) 発明の理解のために図面が必要であるにも拘らず特許出願に図面が添付されていない場合、産業財産庁は2月以内にそれらを提出するよう出願人に求めるものとする。出願人がその期間内に要求に応じない場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。

(II) 願書、明細書又はクレームにおいて図面に言及されているに拘らずそれら図面が願書と共に提出されていない場合、実際には発明の理解のためにそれらを必要としない場合でも、産業財産庁は2月以内にそれらを提出するよう出願人に求めるものとする。出願人がその期間内に要求に応じない場合、図面への言及はなかったものとみなされる。

(III) 願書提出日後に要求に応じて図面が提出された場合において、修正図面が原図面に対して新たな要素を付加している場合には、産業財産庁は当該出願に対して先に認められた日を出願日として認めず、修正図面が提出された日を出願日と認定するものとする。

(IV) グラフ、プロセス各段階のダイヤグラム、及びその他の図解資料は図面とみなされる。

(V) 図面は発明の完全な理解をもたらす為のものでなければならない。それらは常に、クレームのなされる発明の特徴のすべて若しくは一部を含まなければならない。

(VI) 図面が発明の特徴を示すのに十分又は適当でない場合は、図面に代えて写真を提出することができる。

第31条

願書に図面が伴う場合、出願人は第3条に基づき産業財産庁長官が定める要件を満たさない仮図面を提出することができる。この場合、出願人は、産業財産庁からの要求を待たずに、出願日から2月以内に所定の要件を充足した最終図面を同庁に提出しなければならない。

その期間内に最終図面が提出されない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。

所定期間内に提出される最終図面は先に提出された仮図面に対して新たな要素を付加するものであってはならず、もし新規要素が付加されている場合は、産業財産庁は最終図面が提出された日を当該出願の出願日と認定するものとする。

第 32 条

法第 47 条(II)との関係において、実用新案及び意匠の登録申請の場合にはそれらの理解のために図面は常に必要と解されるものとする。

第 33 条

要約は、次の規則に従って作成されなければならない。

(I) 要約は次に掲げる要素によって構成される。

(a) 明細書、クレーム及び図面に含まれる開示の概要。概要は、当該発明の属する技術分野を明示し、かつ技術的課題、その課題について当該発明の提供する解決方法の真髄、及び発明の主要用途の理解を助けるように作成しなければならない。

(b) 該当する場合、明細書及びクレームに記載されているものの中で、当該発明をもっとも特徴づける化学式

(II) 開示の必要に合わせて出来るだけ簡潔な形で作成する。ただし、その長さは、100 語以上 200 語以下とするのが望ましい。

(III) 当該発明の想定される利点又は価値、及び予定される用途についての記載を含んではならない。

(IV) 要約で述べられ、かつ、図面で説明されている主要な各技術特性には、括弧に入れた参照マークを付すことができる。また、要約は、当該発明を最もよく説明している図面を指摘しなければならない。

第 34 条

法第 47 条(I)第 2 段落に規定される生物学的材料の寄託の記録は、対応する特許出願が行われた日から 6 月以内に提出しなければならない。それによって、出願人は、願書を提出した日時を出願の日時として産業財産庁から認定される地位を保持できる。ただし、この場合、当該生物学的材料寄託記録から寄託が願書提出時よりも前に行われたことが証明できなければならない。もし寄託記録からその事実が証明されない場合は、当該記録が産業財産庁に提示された日が出願日とみなされる。

出願人が所定期間内に寄託記録を産業財産庁に提示しない場合には、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 35 条

法第 47 条(I)第 2 段落に関し、産業財産庁は、国際的に承認されている基準と規則に従って、生物学的材料に関する国際的寄託機関の性質を有する機関及び適切な国内機関に対して承認を与えるものとする。

産業財産庁は、本条により承認した機関のリストを公報において公表する。

第 36 条

法第 40 条に述べる優先権が認められるためには、出願人は次に掲げる要件を満たさなければならない。

(I) 知っている場合又は知ることができる場合は、その国での出願日を優先日として主張する原出願国での出願番号を記載すること

(II) 所定手数料の納付証を提出すること

(III) 出願日から3月以内に原出願国で提出された出願の写し及び、該当する場合はその翻訳文を提出すること。この要件が満たされない場合は、優先権は主張されなかったものとみなされる。

第37条

法第47条(1)第2段落との関係で、生物学的材料の寄託の記録は次の場合に必要である。

(I) 微生物それ自体がクレームされる場合

(II) 出願において言及される生物学的材料が一般に入手できるものでない場合

(III) 生物学的材料についての明細書の内容が該当技術分野の熟練者がそれを複製するのに十分でない場合

第38条

産業財産庁は、出願人が特許願書を同庁に提出した日時を出願の日時と認定する。ただし、出願人が法第47条(I)から(III)まで、法第179条及び法第180条、並びに第5条(III)及び(VII)の要件を遵守していることを条件とする。

出願が上記の法及び規則の何れかの要件を充足していない場合、産業財産庁は、法第180条の場合を除いて、出願人が当初出願において欠けていた要件を充足する書類等を提出するか又はその他の方法で不備要件を補正した日時をもって出願日と認定する。

第39条

係属中の特許出願についての官報での公開では、出願書類に記載されたデータ、発明の要約及び、該当する場合、発明を最もよく説明する図面又は発明を最も特徴づける化学式を含むものとする。要約の理解のために図面が必要でないとして産業財産庁において判断する場合、公開に図面を添付する必要はない。

方式審査を通らなかった出願、放棄若しくは拒絶された出願、及び方式審査が完了した後に修正が出された出願については公開は行われぬ。

第40条

特許出願についての初期公開は、出願が方式審査を通ることを条件に出願がなされた期間に対応する官報の号、又は出願が方式審査を通った期間に対応する官報の号において行われる。

第41条

出願人が、法第49条の規定に基づいて、実用新案若しくは意匠の登録出願を特許出願に変更し又はその逆が行われた場合、変更された出願は原出願に認められた出願日を保持する。出願が変更された場合、産業財産庁は出願人に対して、変更出願に与えられる新しい出願番号を通知する。

第42条

法第53条に規定する目的に加え、特許出願の実体審査は法第4条及び法第43条に規定する要求と条件を満たしているか否かの決定も目的とする。

出願の実体審査を行う場合、産業財産庁は、明細書、クレーム及び図面(添付される場合)に含まれる情報だけを考慮する。

実体審査の結果、もし特許付与の決定がなされると先行の出願日時を有する係属中の特許出願に基づく権利を有する第三者に不利な効果を生じることになると産業財産庁が判断する場合、同庁は当該実体審査の対象である出願の出願人に対し、同出願人が法第 55 条により自己の利益を守る表明を行えるように上記判断結果について通知を与えるものとする。

第 43 条

法第 54 条及び法第 55 条において、外国特許庁とは、特許協力条約に規定される意味での国際予備審査機関の性質を有する外国の審査当局を意味する。

外国審査当局の行った実体審査について産業財産庁が受入れ若しくは要求する報告書は、国際特許条約に基づき提出された国際出願について実施されたものでも、また当該国の国内法に基づき提出された出願に対して発行されたものの何れでもよい。

第 44 条

産業財産庁は、外国特許庁の行った実体審査の報告書を、特許が求められている発明が新規で、進歩性があり、かつ、産業上の利用可能性を有するか否かを決定するための技術的引用文献とみなすものとする。

出願人は、上記報告書の代わりに、当該外国特許庁によって与えられた特許証の写しを、そのスペイン語の翻訳文と共に提出することができる。

第 45 条

実体審査の結果から発明が新規性又は進歩性を欠くと認定された場合、産業財産庁は、先行技術及び関係資料との類似性を摘示して、関係人に書面で当該審査結果を通知する。この通知を受けた関係人は、2 月以内に、自己の利益に適う陳述を行い、かつ、妥当する場合は自己の発明と引用された先行技術及び関係資料との相違性を示し、又は当該発明の特許可能性を主張する別の理由を摘示し、又は主張したクレームを変更又は修正することができる。

出願人が上記期間内に上記の何れかの行為を行わない場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 46 条

産業財産庁は、所定の手数料が納付された日に特許を付与し対応する特許証を交付する。ただし、手数料納付は法第 57 条及び法第 58 条に定める期間内に産業財産庁に対してなされなければならない。

特許証又は登録証の発行に対する手数料を納付したら、出願人は、当該発明を最もよく表現すると産業財産庁が判断する図面、化学式又はヌクレオチド若しくはアミノ酸配列図をアート紙により 3 通提出しなければならない。

それらの仕様は、第 3 条に規定する産業財産庁長官の規則において定められる。

第 47 条

特許公告の内容には、妥当する場合は、法第 60 条に規定する情報に加えて、産業財産庁の指

定による発明を最もよく表現する図面，化学式又はヌクレオチド若しくはアミノ酸配列図が含まれる。

出願人がクレームを変更した場合，産業財産庁は対応する修正を施した要約を提出するよう出願人に要求する。

第 48 条

法第 61 条に定める特許に関する変更を許可するために，産業財産庁は，2 月以内に変更した明細書，クレーム，図面又は要約を提出するよう出願人に要求することができる。出願人が所定期間内に産業財産庁の要求に従わない場合は，当該変更申請は放棄されたものとみなされる。

第 49 条

関係の契約において別段の合意及び制限がなされている場合を除いて，特許権者に加え，実施権者も法第 81 条に基づく特許回復の申請を行うことができる。

第 III 章 強制ライセンス及び公共の利益のためのライセンス

第 50 条

強制ライセンスが申請されかつ申請人が法第 71 条に規定される自己の技術的及び経済的能力を産業財産庁に証明した場合，特許権者にその通知が与えられ，特許権者は当該申請についての調査を行い通知日から 2 月以内に自己の利益を守る意見を申し立てることが許される。特許権者が強制ライセンスの付与に反対する場合，強制ライセンス申請者は，当該特許権者の反対についての調査を行い 15 就業日以内に自己の利益に適う意見を申し立てることを許される。それら調査のための期間が経過した場合，産業財産庁は，申請者及び特許権者が行った表明及び提出された証拠に基づき強制ライセンスについての決定を行う。

第 51 条

法第 77 条に規定される宣言は，通商産業開発省と連邦大統領との間の合意を条件として産業財産庁によって発せられる。

法第 77 条に定める宣言が公報において公告された場合，公共の利益のためのライセンス付与が宣言された特許の特許権者は，公告日から 2 月以内に当該宣言に関し自己の利益を守るための意見を産業財産庁に申し出ることができる。そのような申出がなされたら，産業財産庁は検討の上宣言を確認するか解除するかについての最終決定を行い，その決定の公報での公告を命じる。

産業財産庁は，法第 77 条に基づく宣言を発する原因となった国家緊急事態又は国家安全上の問題が終結した場合，その終結を宣言する決定を公報において公告する。

第 52 条

公共の利益のためのライセンスを与えられた者による特許発明の実施は，当該特許の特許権者による実施とはみなされない。

公共の利益のためのライセンスが与えられる場合，産業財産庁は当該発明の利用開始までの

制限期間を実施権者に課すものとし，その期間内に当該発明の実施が開始されない場合当該ライセンスは無効となることを宣言する。その期間は，ライセンス付与日から 1 年を超えてはならない。

特許権者の申出又は職権によって，産業財産庁が強制ライセンス又は公共の利益のためのライセンスを解除する決定を行う場合，実施権者及び，妥当な場合，特許権者に自己の利益に適う意見を申し出かつ適当と考える証拠を提出するよう求めるものとする。

第 III 部 商標、広告スローガン及び商号

第 53 条

法第 89 条(II)との関係で、包装、梱包、コンテナ及び商品の形態は立体の形状とみなされる。

第 54 条

法第 92 条(II)との関係で、特に、次の要件が満たされる場合、輸入商品は適法とみなされる。

(I) 輸入元の国の市場への当該商品の導入が、その国における当該登録商標の商標権者又は使用権者によってなされたものであること

(II) 当該登録商標のメキシコでの商標権者と当該外国での商標権者が、商品輸入日において、同一人、同一の経済的利益団体の一員、又はそれらの使用権者若しくは再使用権者であること

第 55 条

第 54 条(II)の規定に関して、複数人がその決定機関若しくは執行機関の活動において又はそれら複数人間の意思決定過程において 1 人が他の者に対する直接若しくは間接の支配権を行使する形で相互関係を形成している場合、それら複数人は同一の経済的利益団体の一員であるとみなされる。

前段の適用上、支配権とは、関係する法的実在体の日々の活動における一般的決定若しくは運営上の決定を行う権限を意味する。この定義には、1 又は複数の中間者を通して間接的支配権が行使される場合も含まれる。

第 1 段の意味における支配権は、特に、次の場合に存在する。

(I) 1 人が他の者の資本の 50% を超える完全議決権付の株式若しくは持分を所有している場合

(II) 1 人が他の者の資本の 50% を超える完全議決権付の株式若しくは持分を所有していない場合であっても、当該他の者の株主若しくはパートナーの中に、1 人の所有する株式若しくは持分の割合を超える割合の完全議決権付株式若しくは持分を所有する者が存在していない場合

(III) 1 人が契約によって他の者を指示し若しくは管理する権利を有する場合

(IV) 1 人が他の者の取締役会若しくはそれに相当する機関の構成員の過半数を指名する権能を有している場合

(V) 1 人が他の者の取締役、支配人又は最高経営責任者を指名する権能を有する場合

第 56 条

商標登録の願書には、法第 113 条に掲げる事項に加えて、次の事項を記載する必要がある。

(I) 分かる場合には、登録を求める商品若しくはサービスが属している類の番号。本規則において設定している分類に従って記載する。

(II) 当該商標のデザイン中の表現及び図形で使用を留保しないもの。これについて何の指摘もなく願書を提出する場合は、出願人は願書に付された見本そのままに当該商標を使用する排他的権利を留保するものと理解される。

文字商標の場合は、出願人は一切の書体及び文字サイズにおける当該文字商標を使用する排他的権利を留保する。

願書は3通提出するものとする。各願書に手書の署名が必要である。該当する場合、各願書に商標見本を添付しなければならない。

(III) 当該商標が関係する事業所又は企業の所在地

第57条

願書記載の商標登録の対象となる商品及びサービスの指定は、次の規則に従うものとする。

(I) 同一の類に属する商品及びサービスだけを指定することができる。

(II) 該当の商品及びサービスは、分類についてのアルファベット順リスト及びそれらの公示規則に使用されている名称によって指定しなければならない。当該分類表は官報で公示される。

第58条

法第116条に規定される複数出願人間の合意書は、関係出願人間の合意文書の形で定めなければならない。

そのような合意書は、同様に、商品又はサービスの限定、ライセンス授与、法第154条に規定する登録取消及びその他の事項についての合意も含まなければならない。

第59条

法第93条に述べる商品及びサービスの分類は次の通りである。

(I) 商品

第1類	工業、科学、写真、園芸及び林業に使用される化学物質。非加工人工樹脂、非加工プラスチック。肥料。消火剤。焼炭及びはんだ付用調合剤。食品保存用化学物質。なめし剤。工業用接着剤
第2類	絵具、ニス、ラッカー。錆止剤及び木材腐食防止剤。着色剤。媒染剤。非加工自然樹脂。画家、装飾業者、印刷業者及び芸術家用の箔若しくは粉状の金属
第3類	漂白剤その他の洗濯用剤。清掃、つや出し、洗浄及び研磨用材料。石鹼。香料。精油、化粧品、整髪用ローション。歯磨剤
第4類	工業用油脂。潤滑剤。吸塵、湿潤及び結合剤、燃料(自動車燃料を含む。)及び発光剤。ろうそく、灯芯
第5類	医薬品、獣医用医薬品及び衛生用剤。医療用食材、ベビーフード。膏薬、外傷用医薬材料。歯充填用材、歯科用ワックス。消毒剤。殺虫剤。殺菌剤、除草剤
第6類	普通金属(common metals)及びそれらの合金。金属性建物材料。金属製移動建物。線路用金属材料。普通金属でできた非電線性のケーブル及びワイヤ。鉄器類、小物の金物類。金属性のパイプ及びチューブ。他の類に含まれないその他の金属商品。鉍石
第7類	機械類及び工作機械。モータ及びエンジン(陸上車両用のものを除く。)。機械用の連結及び動力伝導装置(陸上車両用のものを除く。)。手作業用のもの以外の農器具。孵卵器
第8類	手作業用器具。刃物類、携帯武具。かみそり

第9類	科学,航海,測量,電気,写真,映画,光学,計量,測定,信号,検査(監督),救命及び教育用の器具・装置。音若しくは映像の記録,伝達及び再生の装置。磁気データ媒体,記録用ディスク。自動販売機及び硬貨処理機構。金銭登録機,計算機,データ処理装置及びコンピュータ。消火器
第10類	外科,内科,歯科及び獣医科用の器具・装置,義肢,義眼及び義歯。整形外科用品目。縫合材料
第11類	照明,加熱・暖房,蒸気発生,料理,冷却,乾燥,換気,給水及び衛生の目的用の器具・装置
第12類	車両,陸上,空中及び水中移動用装置
第13類	火器。弾薬,弾丸・ロケット発射装置,爆発物。花火
第14類	貴金属,それらの合金,貴金属製商品及び貴金属でコーティングした商品で他の類に含まれないもの。宝石類,貴石。測時計・クロノメーター
第15類	楽器。
第16類	紙・ボール紙類及びそれらでつくられた商品で他の類に含まれないもの。印刷物。製本材料。写真。文房具。文房具用又は家庭用の接着剤。画材その他芸術用材料。絵筆。タイプライター及び事務所必需品(家具は除く。)。指導・教育用材料(器具・装置は除く。)。梱包用プラスチック材料(他の類に含まれないもの)。トランプ札。印刷用活字。印刷ブロック
第17類	弾性ゴム,グッタペルカ,粘性ゴム,アスベスト,雲母及びこれらを材料とする商品で他の類に含まれないもの。製造用に使用される押出成形プラスチック。包装,充填及び絶縁用材料。金属性以外のたわみ管
第18類	皮革,模造皮革及びこれらの材料で作られた商品で他の類に含まれないもの。獣皮。トランクその他の旅行用鞆,雨傘,パラソル,歩行用杖,ムチ及び馬具
第19類	建築材料(非金属性のもの)。非金属製の建物用硬管。アスファルト,ピッチ及びビチューメン。非金属製移動建物。非金属性記念碑
第20類	家具,鏡,額縁。木,コルク,アシ,籐,柳,角,骨,象牙,鯨骨,貝,こはく,真珠層,海泡石,以上の代用品又はプラスチックで作られた製品(他の類に含まれないもの)
第21類	貴金属製又は貴金属でコーティングされたもの以外の家庭用若しくは台所用の用品又は容器。クシ,スポンジ,ブラシ(絵筆以外)。ブラシ用材料。清掃用品。スチール・ウール。非加工又は半加工ガラス(建物用以外のもの)。ガラス製品,磁器類及び陶製品で他の類に含まれないもの
第22類	ロープ,紐,網,テント,日除け,タール塗防水布,帆,袋及び鞆(他の類に含まれないもの)。詰物材料(ゴム及びプラスチックを除く。)。原繊維性織物材料
第23類	織物用の紡績糸及び縫糸
第24類	織物及び織物製品で他の類に含まれないもの。ベッドカバー及びテーブルカバー
第25類	衣類,はきもの類,ヘッドギヤ
第26類	レース,刺繍,リボン及び組み紐。ボタン,フック,小穴,ピン及び針,造花
第27類	カーペット,絨毯,マット・敷物類,リノリウムその他既存の床に貼る床材,壁掛(織物を除く。)
第28類	ゲーム及び玩具,体操その他スポーツ用品で他の類に含まれないもの。クリスマス・ツリー用装飾品

第 29 類	食用動物肉，魚肉，家禽肉及び狩猟鳥獣肉。肉エキス，保存，乾燥又は調理済の果物及び野菜。ゼリー，ジャム，フルーツ・ソース。卵，ミルク及び乳製品。食用油脂
第 30 類	コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，人造コーヒー。穀類で作られた粉その他の食材，パン，ペーストリーその他の菓子類，氷菓。ハチミツ，糖蜜。イースト，ベーキング・パウダー。塩，マスタード。酢，ソース，調味料。スパイス。氷
第 31 類	農業，園芸及び林業の製品・産品で他の類に含まれないもの。生体動物。生の果物及び野菜。種子，植物及び花。動物用餌，麦芽
第 32 類	ビール，ミネラルウォーター，炭酸水及びその他の非アルコール性飲料。フルーツ飲料，フルーツジュース。シロップその他飲料用調剤
第 33 類	アルコール性飲料(ビール以外)
第 34 類	たばこ。喫煙具。マッチ

(II) サービス

第 35 類	宣伝・広告。事業管理。事業経営。オフィス機能
第 36 類	保険，財務。金融業。不動産業
第 37 類	建物建設。修繕・補修。設備取付
第 38 類	通信
第 39 類	運送。商品の梱包・保管。旅行
第 40 類	原材料取扱
第 41 類	教育。訓練。娯楽。スポーツ・文化活動
第 42 類	食品・飲料の提供。一時的宿泊施設。医学，衛生及び美容上の施療。獣医及び農業上のサービス。法律サービス。科学上及び工業上の研究。コンピュータ・プログラミング。他の類に分類することができないその他のサービス

産業財産庁は，各物品及びサービスが帰属する類を明示した商品及びサービスのアルファベット順リストを官報で公表する。

アルファベット順分類リストに含まれる商品とサービスは類型と理解されるものとする。列挙される商品とサービスは網羅的なものではない。

産業財産庁は，分類の解釈と適用に関する基準を定める。

第 60 条

法第 117 条に規定される優先権の認定を受けるためには，当該商標登録の出願人は次に掲げる要件を満たさなければならない。

(I) 知れている場合は，原出願国での当該商標の登録出願番号，及び優先日として主張する当該国での出願日を願書において明示すること

(II) 所定手数料の納付証を提出すること

(III) 出願日から 3 月以内に，原出願国で提出した登録出願の認証謄本及び，該当する場合は，その翻訳文を提出すること

この要件を遵守しない場合，優先権は主張されなかったものとみなされる。

第 61 条

願書を提出した後，出願人が識別的な標識を修正し，登録商標の対象とする商品又はサービスの数を増加し，又は願書で明示された商品若しくはサービスの変更又は入替を行った場合，

それらは新たな出願として新規の手続の対象となり，所定手数料の納付及び適用法規の遵守が要求される。

この場合，出願人が原出願を修正した願書の提出日が新出願の出願日とみなされる。

第 62 条

特に，法第 130 条との関係において，商標の対象とされている商品若しくはサービスが，メキシコ国内で，当該商標を付され商業上の慣習及び実務に対応する数量及び態様において市場に出され又は市場で入手可能な状態に置かれている場合は当該商標は使用されているものとみなされる。

また，商標が輸出を意図された商品に付されている場合も，当該商標は使用されているものと理解される。

第 63 条

産業財産庁は，次に掲げる場合，商標登録の取消申請について確認証を要求することができる。

- (I) 関係の商標が共有商標である場合
- (II) 関係の商標が団体標章である場合

第 64 条

ライセンス若しくはフランチャイズに基づいて登録商標が使用される商品又はサービス提供事業所には，法第 139 条に規定する事項に加えて，次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (I) 当該登録商標の商標権者の名称と住所
- (II) 当該商標の使用権者又はフランチャイジーの名称と住所
- (III) 当該商標がライセンスに基づいて使用されていること

第 65 条

法第 142 条に関連して，フランチャイジーは利害関係人に対して，関係契約の締結後に，少なくとも次に掲げる技術的，経済的及び財務的情報を提供するものとする。

- (I) フランチャイザーの名称若しくは商号，住所及び国籍
- (II) フランチャイズの内容
- (III) 原フランチャイザーの設立年及び，該当する場合は，当該フランチャイズ取引における主フランチャイザー
- (IV) フランチャイズに関連する知的財産
- (V) フランチャイジーがフランチャイザーに支払うべき権利使用料の金額と目的
- (VI) フランチャイザーがフランチャイジーに与える義務を負う技術的な支援及びサービスの種類
- (VII) フランチャイズを実行する地理的事業範囲
- (VIII) フランチャイジーが第三者にサブ-フランチャイズを与える権利を有するか否か。権利を有する場合はその行使の条件
- (IX) フランチャイザーからフランチャイジーに提供される特権的性質の情報に関するフラ

ンチャイジーの義務

(X) 一般的に、フランチャイズ契約の締結から生じたフランチャイジーの権利と義務

第 66 条

法第 102 条の適用上、第 59 条に定める分類が準用される。

ただし 1 個の出願において、複数の類に属する商品及びサービスを含めることができる。

第 67 条

商標に関する本規則の規定は、別段の定がある場合を除いて、広告スローガン及び商号に準用される。

第 68 条

法第 169 条の適用に関し、関係人は次の事項及び物件を明示又は添付して申請を産業財産庁に出さなければならない。

(I) 出願人の名称、国籍及び住所

(II) 原産地名称の対象とされる物品が生産される事業所の場所

(III) 上記事業所が行政的宣言で特定された地域内にあることを証明する管轄地方当局の証明書

(IV) 関係商品が公式品質基準(あれば)に適合していることを証明する省の証明書。(III)及び本号に規定する証明書は、願書提出日の前 6 月以内に発行されたものでなければならない。

(V) 申請が代理人によって出される場合には、委任状の原本又は認証謄本

第 IV 部 手続

第 I 章 行政手続

第 69 条

行政上の法規違反の場合における行政的宣言の請求においては、法 189 条に定める事項に加えて、当該違反があったと主張する商品若しくはサービスが製造、配給、販売、保存又は提供されている企業、取引又は事業所の場所を明示しなければならない。

第 70 条

法第 187 条に規定される手続に関する請求には 1 通の写しを添付するものとし、それは相手方当事者に送付される。

第 II 章 査察と監視

第 71 条

臨検については、法第 VII 部第 I 章の規定に加えて、次の規定が適用される。

(I) 臨検執行官は、臨検に際して、当該職務を執行する自己の権限を証明する管轄当局発行の写真付の有効な身分証明書を提示するものとする。

(II) 臨検執行官は、管轄当局から手書署名付き検査令状の発行を受ける。令状には臨検が行われるべき事業所の場所、臨検の目的、対象領域及び根拠条文が記載される。

(III) 法の保護する産業財産の所有者で法若しくは自己の権利を侵害する行為についての調査を産業財産庁に申請した者は、自ら若しくは代理人によって当該臨検に立ち会うことができ、かつ調書に記入されるべき意見を述べることができる。

(IV) 臨検を受ける者は、臨検中に自ら相当と考える意見を述べ証拠を提出することができ、また臨検終了後 10 就業日以内にそれらの行為を行うことができる。

第 72 条

商品の押収については、法の規定の他、次に掲げる規定が適用される。

(I) 法第 211 条の適用に関し、商品の所有者若しくはその代表者が不在の場合は、臨検命令が送達された者が当該事業所の長とみなされる。

(II) 押収された商品に関し、保管者として指名された者は、サービスの行われていた場所又は特にそのために指定された場所において当該商品を保管する。それら商品の保管は、保管者の裁量によってでなく、産業財産庁の指示に従って行わなければならない。

(III) 産業財産庁に保管される押収商品は、保管のために特に準備される部屋で産業財産庁自ら若しくは省の所轄機関によりその責任において保管される。

(IV) 臨検執行官は、命令の発行又は臨検の実行のために必要な如何なる措置も行うことができる。臨検執行官はまた、相当と判断する場合、法令の定める強制力の行使又は連邦検察官の介入を求めることができる。

第 73 条

財産の押収は、次に掲げる場合に解除される。

- (I) 法の規定に反する行為が行われていないとする産業財産庁の決定が確定した場合
- (II) 産業財産庁によって課せられた行政罰が裁判所の決定により根拠がない若しくは無効と判定された場合
- (III) 当該財産が連邦検察官の処分下に置かれる場合
- (IV) 裁判所が解除を命じた場合

第 74 条

産業財産庁は、法第 199 条の 2 に規定する措置を行う中で、既に提供された担保が当該措置が求められた者に生じるべき損害及び不利益を担保するのに十分でないことが明らかになった場合、法第 199 条の 2(1)(II)に規定される担保を増額するよう行政的宣言の請求人に要求することができる。

第 III 章 制裁

第 75 条

法第 214 条(I)に規定する過料額は、当該違反が行われた日において連邦特別区で適用されている一般最低日額賃金に従って計算されるものとする。複数の侵害行為があった場合には、過料額は、産業財産庁がそれらの侵害行為を知った日に適用されている同最低賃金額による。

第 76 条

一時的若しくは永久的な全体又は部分的な事業所閉鎖が命じられた場合、所轄官は、方式に関する法第 208 条、法第 209 条及び法第 212 条の規定を準用して当該措置についての詳細な記録を作成するものとする。

第 77 条

一時的事業所閉鎖は次に掲げる規則に従って命じられる。

- (I) 事業所に腐敗し易い商品がある場合は、それらは所有者又は当該事業所の責任者の責任において除去されるものとする。
- (II) (I)に述べた商品が制裁対象である行政上の法規違反の違反事実を構成している場合、当該事業所若しくは商品の所有者は、その行政上の法規違反によって侵害された産業財産の所有者又は第三者に生じる損害又は不利益の賠償責任の履行のために十分であると産業財産庁が判断する担保を既に提供しているなら、単に当該商品を除去すれば足る。この場合、違反を構成している識別的標識は取り除かれるものとする。
- (III) 事業所閉鎖に使用される封印には連続番号が打たれ、関係行為が記載される。
- (IV) 一時的事業所閉鎖が終了した時、産業財産庁は封印の除去を命じ、その際に一時閉鎖についての書面上の記録を作成するものとする。

第 78 条

法第 214 条(II)に規定する追加過料は、侵害行為に関する産業財産庁の決定が侵害者に通知

されかつ当該侵害行為を終止したことを証明するために当該侵害者に認められた猶予期間が経過した後になお侵害行為が継続している場合に課せられる。

第 79 条

産業財産庁は、臨検及び所定手数料不納付の証明を行うことをその職員に授権する。

経過規定

第 1. 本規則は、公報での公布から 15 日が経過した日から施行される。

第 2. 法に基づき制定され 1988 年 8 月 30 日に公報で公布された発明及び商標に関する規則は廃止される。

第 3. 産業財産庁が新たな公式用紙を発表するまでは、現行の公式用紙が継続して使用される。

第 4. 本規則の施行日に遂行されている事業は、既得権が害される結果になる場合を除いて、本規則によって支配され本規則に従って進められるものとする。